



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
12月7日(火)  
第261号

## 目次

### 告 示

○予定保安林	1069
○令和2(2020)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	1069

### 公 告

○令和3(2021)年度栃木県農業大学校入学試験の実施	1080
○都市計画の変更の案の縦覧等	1081

## 告 示

### 栃木県告示第594号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3(2021)年12月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市口栗野字忽滑山1538、字忽滑1539-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字忽滑山1538（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林整備課)

### 栃木県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和3(2021)年11月30日栃木県議会において認定された令和2(2020)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和3(2021)年12月7日

栃木県知事 福田 富一

## I 令和2(2020)年度栃木県一般会計歳入歳出決算

## 1 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調査額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 県	税	240,000,000,000	246,422,733,567	242,551,486,175	360,997,183	3,510,250,209
	1 県民税	83,198,000,000	85,591,941,908	82,760,977,571	325,871,559	2,505,092,778
	2 事業税	49,807,000,000	54,363,236,012	53,683,224,007	13,642,222	666,369,783
	3 地方消費税	39,973,000,000	39,666,221,580	39,666,221,580		
	4 不動産取得税	5,160,000,000	4,947,540,412	4,710,342,239	3,972,016	233,226,157
	5 県たばこ税	2,180,000,000	2,176,092,037	2,176,088,043		3,994
	6 ゴルフ場利用税	2,050,000,000	2,005,133,400	1,986,653,500		18,479,900
	8 軽油引取税	21,355,000,000	21,274,834,851	21,274,322,731		512,120
	9 自動車税	36,246,700,000	36,366,865,167	36,262,788,304	17,511,386	86,565,477
	10 鉱区税	7,000,000	7,822,000	7,822,000		
	11 狩猟税	23,000,000	22,762,200	22,762,200		
	12 旧法による税	300,000	284,000	284,000		
2 地方消費税清算金		88,243,000,000	88,243,122,360	88,243,122,360		
	1 地方消費税清算金	88,243,000,000	88,243,122,360	88,243,122,360		
3 地方譲与税		31,146,169,000	31,174,908,011	31,174,908,011		
	1 地方法人事業譲与税	28,097,169,000	28,097,169,000	28,097,169,000		
	2 地方揮発油譲与税	2,660,000,000	2,653,953,011	2,653,953,011		
	3 石油ガス譲与税	92,000,000	94,886,000	94,886,000		

	4	自動車重量譲与税	200,000,000	232,816,000	232,816,000		
	5	森林環境譲与税	97,000,000	96,084,000	96,084,000		
4	地方特例交付金		1,650,707,000	1,650,707,000	1,650,707,000		
	1	地方特別交付金	1,650,707,000	1,650,707,000	1,650,707,000		
5	地方交付税		131,214,360,000	131,214,360,000	131,214,360,000		
	1	地方交付税	131,214,360,000	131,214,360,000	131,214,360,000		
6	交通安全対策特別交付金		510,410,000	510,410,000	510,410,000		
	1	交通安全対策特別交付金	510,410,000	510,410,000	510,410,000		
7	分担金及び負担金		3,399,550,554	2,741,109,749	2,631,181,012	15,330,100	94,598,637
	1	負担金	3,399,550,554	2,741,109,749	2,631,181,012	15,330,100	94,598,637
8	使用料及び手数料		11,308,210,000	10,625,975,369	10,481,787,074	2,202,908	141,985,387
	1	使用料	7,525,891,000	7,242,019,769	7,097,831,474	2,202,908	141,985,387
	2	手数料	3,782,319,000	3,383,955,600	3,383,955,600		
9	国庫支出金		280,597,009,318	198,877,008,413	198,877,008,413		
	1	国庫負担金	65,169,172,458	54,572,623,550	54,572,623,550		
	2	国庫補助金	213,744,231,860	142,735,480,441	142,735,480,441		
	3	委託金	1,683,605,000	1,568,904,422	1,568,904,422		
10	財産収入		1,441,472,000	1,312,393,149	1,312,393,149		
	1	財産運用収入	721,928,000	599,506,959	599,506,959		
	2	財産売却収入	719,544,000	712,886,190	712,886,190		

11	寄附金		2,921,290,000	2,999,188,383	2,999,188,383		
	1 寄附金	金	2,921,290,000	2,999,188,383	2,999,188,383		
12	繰入金		25,191,912,000	23,832,915,965	23,832,915,965		
	1 特別会計繰入金	金	321,440,000	308,304,008	308,304,008		
	2 基金繰入金	金	24,870,472,000	23,524,611,957	23,524,611,957		
13	繰越金		14,441,886,565	14,441,886,624	14,441,886,624		
	1 繰越金	金	14,441,886,565	14,441,886,624	14,441,886,624		
14	諸収入		206,898,177,412	155,997,525,751	155,554,432,430	22,130,327	420,962,994
	1 延滞金、加算金及び 過料	金	328,006,000	265,770,353	241,000,084	8,523,894	16,246,375
	2 県預金利息	子	134,000	41,797	41,797		
	3 貸付金元利収入	入	189,414,133,000	140,787,256,783	140,713,009,617		74,247,166
	4 受託事業収入	入	1,830,251,412	1,061,781,598	1,061,781,598		
	5 収益事業収入	入	7,648,918,000	7,346,293,211	7,346,293,211		
	6 利子割精算金収入	入	50,000	228	228		
	7 雑収入	入	7,676,685,000	6,536,381,781	6,192,305,895	13,606,433	330,469,453
15	県債		165,559,000,000	118,933,000,000	118,933,000,000		
	1 県債	債	165,559,000,000	118,933,000,000	118,933,000,000		
合		計	1,204,523,153,849	1,028,977,244,341	1,024,408,786,596	400,660,518	4,167,797,227

(単位：円)

2 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1 議会費		1,386,892,000	1,352,490,156		34,401,844
	1 議会費	1,386,892,000	1,352,490,156		34,401,844
2 総務費		54,118,444,530	49,964,404,287	3,040,765,605	1,113,274,638
	1 総務管理費	29,147,230,000	27,085,287,168	1,525,452,000	536,490,832
	2 企画費	7,846,771,530	6,236,223,307	1,515,203,605	95,344,618
	3 徴税費	8,648,918,000	8,460,200,252		188,717,748
	4 市町村振興費	1,756,014,000	1,733,563,524	110,000	22,340,476
	5 選挙費	682,783,000	677,714,074		5,068,926
	6 防災費	1,002,474,000	948,583,830		53,890,170
	7 統計調査費	1,108,431,000	1,083,861,508		24,569,492
	8 人事委員費	138,148,000	131,703,801		6,444,199
	9 監査委員費	175,560,000	170,621,786		4,938,214
3 民生費	10 国体・障害者スポーツ大会費	3,612,115,000	3,436,645,037		175,469,963
		130,783,194,000	120,151,426,741	1,013,523,000	9,618,244,259
	1 社会福祉費	84,031,864,000	76,116,931,861	672,317,000	7,242,615,139
	2 児童福祉費	38,830,413,000	36,501,283,819	341,206,000	1,987,923,181
	3 生活保護費	3,881,978,000	3,611,201,597		270,776,403
4 災害救助費	1,663,099,000	1,602,831,989		60,267,011	
5 県民生活費	2,375,840,000	2,319,177,475		56,662,525	

4	衛生費		107,599,314,000	89,902,619,022	1,161,439,000	16,535,255,978
1	公衆衛生費		41,628,557,000	35,662,143,742		5,966,413,258
2	環境衛生費		3,386,187,000	2,190,067,616	1,041,598,000	154,521,384
3	保健所費		2,153,312,000	2,139,816,968		13,495,032
4	医療費		54,210,098,000	43,988,094,708	47,604,000	10,174,399,292
5	病院費		4,110,970,000	4,101,842,492		9,127,508
6	環境対策費		2,110,190,000	1,820,653,496	72,237,000	217,299,504
5	労働費		1,796,140,000	1,688,560,931		107,579,069
1	労働費		363,245,000	350,175,618		13,069,382
2	職業訓練費		1,213,428,000	1,127,741,932		85,686,068
3	失業対策費		118,114,000	113,284,218		4,829,782
4	労働委員会費		101,353,000	97,359,163		3,993,837
6	農林水産業費		47,817,950,010	35,668,670,159	10,196,970,890	1,952,308,961
1	農業費		11,682,377,000	10,086,397,247	440,848,640	1,155,131,113
2	畜産業費		3,454,070,000	2,904,319,024	273,518,000	276,232,976
3	農地費		18,630,603,010	12,679,228,997	5,879,254,250	72,119,763
4	林業費		13,295,781,000	9,324,059,146	3,539,539,000	432,182,854
5	水産業費		728,222,000	651,214,517	63,811,000	13,196,483
6	自然保護費		26,897,000	23,451,228		3,445,772
7	商工費		225,925,163,000	159,123,372,761	7,504,777,000	59,297,013,239
1	商工費		222,201,178,000	156,182,051,502	6,912,911,000	59,106,215,498
2	観光費		3,723,985,000	2,941,321,259	591,866,000	190,797,741

8	土木費		157,606,039,354	97,780,990,817	58,820,318,970	1,004,729,567
	1	土木管理費	4,985,459,800	4,716,141,451	98,410,000	170,908,349
	2	道路橋りょう費	84,467,763,889	54,928,082,023	29,209,149,431	330,532,435
	3	河川費	48,288,433,225	22,990,509,830	25,177,551,452	120,371,943
	4	都市計画費	17,485,510,440	13,303,471,933	3,913,088,247	268,950,260
	5	住宅費	2,378,872,000	1,842,785,580	422,119,840	113,966,580
9	警察費		47,024,082,000	45,690,996,625	1,018,953,000	314,132,375
	1	警察管理費	45,642,721,000	44,361,725,550	1,018,953,000	262,042,450
	2	警察活動費	1,381,361,000	1,329,271,075		52,089,925
10	教育費		188,598,386,208	179,994,789,806	4,363,037,800	4,240,558,602
	1	教育総務費	29,039,595,500	25,744,212,153	985,376,000	2,310,007,347
	2	小学校費	62,560,747,000	62,302,752,503		257,994,497
	3	中学校費	36,891,211,000	36,630,866,176		260,344,824
	4	高等学校費	38,029,766,000	35,316,229,026	1,949,279,000	764,257,974
	5	特別支援学校費	15,579,571,000	14,804,501,424	503,853,000	271,216,576
	6	社会教育費	1,268,958,508	1,125,699,920	2,541,000	140,717,588
	7	保健体育費	5,228,537,200	4,070,528,604	921,988,800	236,019,796
11	災害復旧費		51,525,206,747	30,847,881,230	16,128,584,685	4,548,740,832
	1	農林水産施設災害復旧費	10,624,915,126	4,976,033,500	1,611,919,000	4,036,962,626
	2	土木施設災害復旧費	35,398,298,621	20,836,537,146	14,490,415,685	71,345,790
	3	県有施設等災害復旧費	1,324,431,000	1,076,605,368		247,825,632

12	公債費	4 社会福祉施設等災害復旧費	4,177,562,000	3,958,705,216	26,250,000	192,606,784
		1 公債費	99,176,999,000	99,171,630,444		5,368,556
13	諸支出金	1 地方消費税清算金	99,176,999,000	99,171,630,444		5,368,556
		1 地方消費税清算金	91,155,350,000	90,653,992,932		501,357,068
		2 利子割交付金	39,292,000,000	39,291,826,360		173,640
		3 地方消費税交付金	249,000,000	209,228,000		39,772,000
		4 ゴルフ場利用税交付金	44,442,000,000	44,441,195,000		805,000
		6 自動車取得税交付金	1,523,000,000	1,458,224,708		64,775,292
		7 利子割精算金	200,000	188,864		11,136
		8 配当割交付金	150,000			150,000
		9 株式会社等譲渡所得割交付金	1,219,000,000	983,981,000		235,019,000
		10 環境性能割交付金	1,216,000,000	1,130,126,000		85,874,000
		11 法人事業税交付金	704,000,000	703,588,000		412,000
14	予備費	1 予備費	2,510,000,000	2,435,635,000		74,365,000
		1 予備費	9,993,000			9,993,000
		1 予備費	9,993,000			9,993,000
合		計	1,204,523,153,849	1,001,991,825,911	103,248,369,950	99,282,957,988

歳入歳出差引残額(A) 22,416,960,685円

翌年度へ繰り越すべき財源(B) 7,055,276,063円

実質収支額(A-B) 15,361,684,622円

II 令和2(2020)年度栃木県特別会計歳入歳出決算

1 歳入

(単位：円)

会計名	事項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
公債	管理	55,986,420,000	55,986,420,000	55,986,420,000		
地方独立行政法人県立病院貸付金		2,546,480,000	2,464,734,745	2,464,734,745		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		613,350,000	1,300,066,262	857,101,804	277,412	442,687,046
心身障害者扶養共済事業		298,620,000	282,077,023	281,017,123		1,059,900
国民健康保険	険	186,830,890,000	190,224,053,857	190,224,053,857		
中小企業高度化等資金貸付事業		1,315,420,000	2,674,283,137	1,849,194,667		825,088,470
就農支援資金貸付事業		106,860,000	341,856,718	335,535,192		6,321,526
県営林事業	業	418,380,000	541,537,620	541,537,620		
林業・木材産業改善資金貸付事業		244,770,000	392,947,179	377,190,093		15,757,086
合	計	248,361,190,000	254,207,976,541	252,916,785,101	277,412	1,290,914,028

## 2 歳出

(単位：円)

会計名	事項	予算	現額	支	出	額	翌年度繰越額	不	用	額
公債	管理	55,986,420,000	55,986,420,000	55,986,420,000						
地方独立行政法人県立病院貸付金		2,546,480,000	2,546,480,000	2,464,734,745				81,745,255		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		613,350,000	613,350,000	417,249,250				196,100,750		
心身障害者扶養共済事業		298,620,000	298,620,000	281,017,123				17,602,877		
国民健康保険		186,830,890,000	186,830,890,000	175,016,883,081				11,814,006,919		
中小企業高度化等資金貸付事業		1,315,420,000	1,315,420,000	1,279,472,723				35,947,277		
就農支援資金貸付事業		106,860,000	106,860,000	103,335,770				3,524,230		
営林事業		418,380,000	418,380,000	340,615,695				77,764,305		
林業・木材産業改善資金貸付事業		244,770,000	244,770,000	150,259,819				94,510,181		
合	計	248,361,190,000	248,361,190,000	236,039,988,206				12,321,201,794		

歳入歳出差引残額(A) 16,876,796,895円

翌年度へ繰り越すべき財源(B)

実質収支額(A-B) 16,876,796,895円

## Ⅲ 監査委員の意見

本県の令和2(2020)年度一般会計の決算は新型コロナウイルス感染症対策費や令和元年度の災害復旧費の増加等により、歳入額は1兆244億878万円(1万円未満切捨て。以下同じ)、歳出額は1兆19億9,182万円で、過去最大となった。また、実質収支額は153億6,168万円の黒字で、対前年度74億6,288万円の増加となったが、その中には、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の返納分78億3,967万円が含まれており、実質的には前年度から減少となった。

歳入においては、自主財源の大宗を占める県税収入が、税率引上げに伴う地方消費税の増があったものの、企業業績の低迷による法人二税の減などにより、20億9,703万円減の2,425億5,148万円となったほか、特別法人事業譲与税等の減により地方譲与税が31億8,513万円減の311億7,490万円となった。

また、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が大幅に増加したことから、土地開発基金から50億円を財政調整基金へ繰り入れた上で多額の取崩しを行う必要が生じたほか、医療福祉関係経費は引き続き増加している。また、災害復旧事業費が対前年度296.1%増加し、土木関係経費も増加しているなど、厳しい財政運営が続いている。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率(普通会計ベース)は、前年度とほぼ横ばいの95.1%で、依然として高水準で推移している。

このような中、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の正常化に適切に取り組みながら、人口減少・少子高齢化、自然災害の頻発・激甚化等諸課題に的確に対応するとともに、新たな県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略(第2期)」を着実に推進していく必要がある。

このため、事業の実施に当たっては、費用対効果や施策の優先順位を十分に見極めながら、「とちぎ行革プラン2021」に沿って、不断の改革に取り組み、新たな視点や発想を取り入れるとともに、効果的な事業の実施や行政コストの削減及び歳入の確保等について、より一層推進するよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので十分留意されたい。

## (1) 歳入の確保

ア 速やかな社会経済活動の正常化に向け、コロナ禍で影響を受けている事業者等に対する支援の推進等により、法人二税をはじめとする県税収入の確保に取り組まれない。

イ ネーミングライツの活用等による広告収入、クラウドファンディングやふるさと納税制度等の多様な手法を活用した財源の確保に取り組まれない。

ウ 県民への税知識の理解促進と納税意識の高揚に加え、納税手法の多様化に努めるとともに、県税の収入未済額は依然多額であることから、着実な滞納整理に努めること。また、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例分(9億1,583万円)についても、適切に対応されたい。

エ 県営住宅使用料等の収入未済額についても、弁護士等の民間ノウハウを活用しながら、滞納の未然防止や債権回収の強化及び債権の適切な整理を徹底されたい。

## (2) 歳計現金の安定的な確保

新型コロナウイルス感染症関連事業費の増大等により、主な財源である国庫支出金の交付前に支払う経費が増加していることなどから、一時借入金の抑制につながる県基金を活用した繰替運用を効果的に行うなど、歳計現金の安定的な確保に努められたい。

## (3) 財産管理の適正化

ア 未利用財産については、費用対効果を見極めながら、早期の処分や有効活用についてより一層推進されたい。

イ 総合スポーツゾーンに整備された陸上競技場をはじめとする大規模な公共用施設については、その利用促進を図るとともに、長寿命化の観点を踏まえた維持保全を図られたい。

## (4) 事務事業の執行

ア 最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、事務事業の経済性、効率性及び有効性について、県民等のニーズを十分に把握した上で、的確な目標を設定し、事業を効果的に推進するとともに、効果の検証及び評価をより確実に行われたい。また、その達成に向けては、デジタル技術を積極的に活用するなど知恵を絞り、創意工夫を図られたい。

イ 事務手続の正確性や効率性を確保する観点から、一元的処理が可能な業務について洗い出しを行い、庁内業務の集約化を推進されたい。

また、事務の省力化・効率化に向け多角的な視点から検討を行い、AIやRPA等のICT利活用を拡大するとともに、行政手続のデジタル化等を推進するなど、業務改革をより一層推進されたい。

(会計局会計管理課)

## 公 告

### ○令和3(2021)年度栃木県農業大学校入学試験の追加実施

栃木県農業大学校の一般入学試験を追加して実施するので、栃木県農業大学校規則(昭和59年栃木県規則第74号)第9条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和3(2021)年12月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 募集人数及び修業年限

学 部	学 科	募 集 人 数	修 業 年 限
農業経営学部	いちご学科	若干名	2年

#### 2 受験資格

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和4(2022)年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4(2022)年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条各号のいずれかに該当する者及び令和4(2022)年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- (4) 卒業後、県内において、いちごを経営作物として農業に従事する(自営就農)意思を有する者

#### 3 出願手続

##### (1) 出願期間及び出願方法

出 願 期 間	出 願 方 法
令和4(2022)年1月11日(火)から 令和4(2022)年2月7日(月)まで	出願者は、出願書類等を学生募集要項に添付の封筒により直接持参するか、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、特定記録等の授受の記録が残る配達手段にて送付すること。

(注) 土曜日、日曜日及び祝日は、願書の受付を行わない。

##### (2) 出願書類等

出 願 書 類	備 考
入 学 願 書	入学試験料4,400円分の栃木県収入証紙を貼付すること。
受 験 票	いちご学科の入学試験の受験票に、必要事項を記入すること。
受験資格を証する書類	卒業(見込み)証明書又はそれに準ずる書類を提出すること。
志望動機・就農計画等調書	志望動機及び農業経営等の構想については具体的かつ詳細に記載すること。各項目には全て内容を記載し、空欄の無いようにすること。
写真2枚(うち1枚は受験票に貼ること)	出願前3か月以内に無帽で上半身を正面から撮影したもので、縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
受験票返送用封筒	特定記録で郵送するため、244円分の切手を貼付し、本人の宛名を記入すること。
試験結果送付用封筒	試験結果(合格者のみ)を郵送するため、本人の宛名を記入すること。

(注) 提出書類のうち、受験資格を証する書類以外は全て本校指定様式を使用すること。(本校ホームページからダウンロードも可。)

(3) 出願先及び入学試験料

出 願 先	入 学 試 験 料
〒321-3233 栃木県宇都宮市上籠谷町1145-1 栃木県農業大学校事務部学生課 電話：028-667-0711 (代表)	4,400円

(4) 受験票の送付

受験票は、出願期間終了後に出願者に送付するので、試験日の3日前までに受験票が到着しない場合は、本校事務部学生課まで申し出ること。

4 試験実施日、試験実施場所及び試験方法

試 験 実 施 日	試 験 実 施 場 所	試 験 方 法
令和4(2022)年2月20日(日)	栃木県農業大学校 (宇都宮市上籠谷町1145-1)	小論文 筆記試験(一般教養) 面接試験

5 合格発表日及び通知方法

合 格 発 表 日	通 知 方 法
令和4(2022)年2月28日(月)	午後1時に栃木県農業大学校内掲示板及び本校ホームページの「新着情報」( <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/g63/index.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/g63/index.html</a> )に合格者の受験番号を掲示する。 また合格者に対しては、合格通知及び入学手続に関する書類を郵送する。 合否についての電話等による問合せには一切応じない。

6 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の得点については、口頭で開示請求をすることができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、合格発表の日から1か月以内に栃木県農業大学校に来校すること。(電話、ハガキ等による開示請求は一切受け付けない。)

7 その他

(1) 応募書類は、栃木県農業大学校窓口で受領するか、郵送を希望の場合には栃木県農業大学校事務部学生課(028-667-0711(代表))に問い合わせること。

(2) 募集について不明な点は、栃木県農業大学校事務部学生課(028-667-0711(代表))に問い合わせること。

(経営技術課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3(2021)年12月7日

栃木県知事 福田 富一

I

1 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線及び3・4・202号樋ノ口河合線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

栃木市今泉町1丁目、神田町、仲仕上町、樋ノ口町及び大平町北武井並びに小山市大字卒島の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課、栃木市都市建設部都市計画課、小山市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和3(2021)年12月7日から同月21日まで

II

1 都市計画の種類及び名称

那須塩原都市計画道路3・4・8号藤原西那須野線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須塩原市五軒町の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課、那須塩原市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和3(2021)年12月7日から同月21日まで

(都市計画課)